SHIMADZU
Excellence in Science

2026年度 島津製作所サステナビリティ調達説明会

2026年11月19日, 24日

事務局：調達部 企画管理グループ サステナビリティ調達推進チーム

島津製作所 サステナビリティ調達説明会

- 本説明会には非公式情報、未確定の情報が含まれます。
- 法律内容については原文をご確認ください。
- 法解釈の混乱などを防止するため、本資料の無断転載は厳に禁止します。

次第

1. サステナビリティ調達
    - 島津グループCSR調達ガイドラインについて
    - CSR調達の取組み（SAQ, サプライヤコミュニケーション協力のお願い）
    - BCP（メルダスSCM登録のお願い）

2. 人権への取組み（経営戦略室／調達部）
    - 島津グループ人権に関するお願い事項について
    - サプライチェーンへの人権デューデリジェンス

3. 輸出管理
    - 【輸出管理】規制対象アイテムの自己申告のお願い（法務部　輸出入管理室）
    - 関税対応について

4. グリーン調達
    - グリーン調達基準について
    - グリーン調達基準（禁止物質・管理物質リスト）の改定
    - 欧州RoHS指令適用除外の対応

次第

1. サステナビリティ調達
   - 島津グループCSR調達ガイドラインについて
   - CSR調達の取組み（SAQ, サプライヤコミュニケーション協力のお願い）
   - BCP（メルダスSCM登録のお願い）

2. 人権への取組み（経営戦略室／調達部）
   - 島津グループ人権に関するお願い事項について
   - サプライチェーンへの人権デューデリジェンス

3. 輸出管理
   - 【輸出管理】規制対象アイテムの自己申告のお願い（法務部　輸出入管理室）
   - 関税対応について

4. グリーン調達
   - グリーン調達基準について
   - グリーン調達基準（禁止物質・管理物質リスト）の改定
   - 欧州RoHS指令適用除外の対応

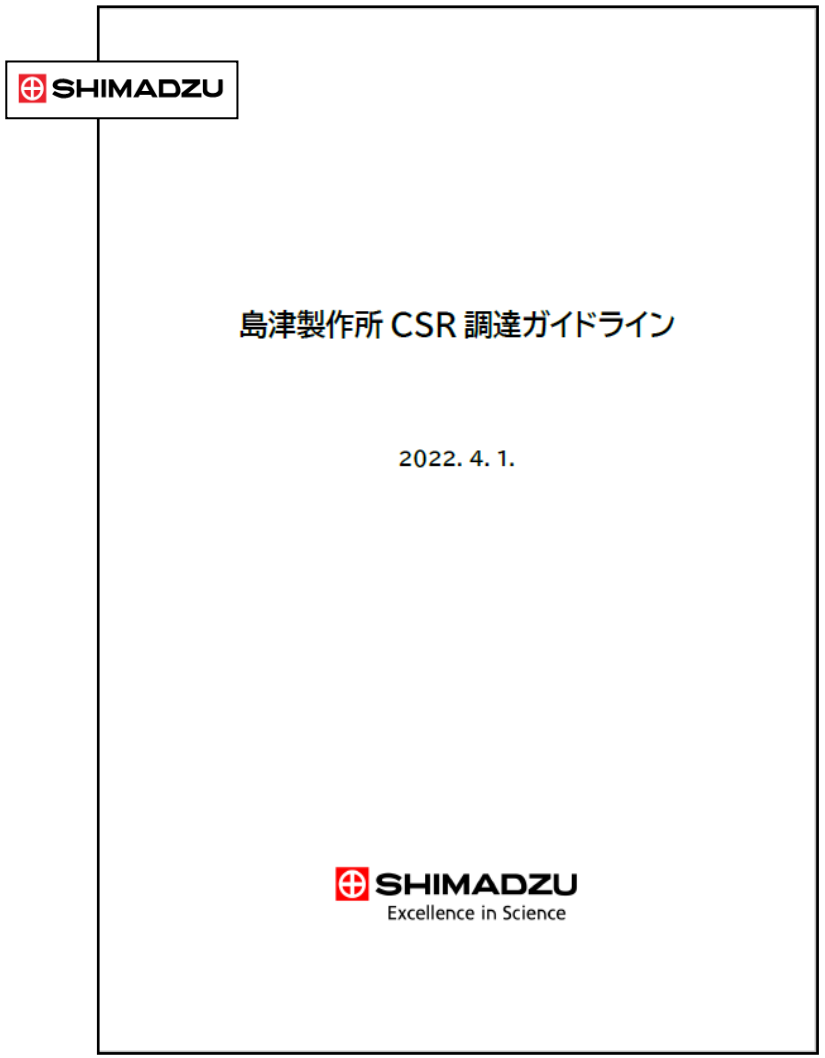
SHIMADZU
Excellence in Science

• 島津製作所　　サステナビリティ調達（CSR調達の取組み）

- 2026年　サステナビリティ調達説明会

- 2026/11
- サステナビリティ調達推進チーム

CSR調達ガイドライン



環境

認証の取得、環境負荷、CO_2の削減、省エネの推進、使用物質の管理

人権・労働

人権・多様性の尊重、児童労働や強制労働の排除、結社の自由の保障、外国人労働の雇用など

BCP

計画の有無および実施に向けた訓練・準備状況

安全・衛生

産業衛生、緊急時への備え、従業員の健康管理など

倫理

コンプライアンス、輸出管理、情報セキュリティ、紛争鉱物、地域社会との調和など

CSRアセスメントの改訂について

要点｜人権・労働の配点を引き上げ、方針確認から実際の運用・取組の確認へ

変更内容

旧版

40問
人権・労働 20点
倫理 30点

規程・方針の有無を中心に確認

新版

44問 +4問
人権・労働 30点（+10）
倫理 20点（−10）

実際の運用・具体的な取組を重視

設問を具体的化にする

なぜ改定するか

・設問の曖昧さを解消し、より分かりやすく回答しやすい内容へ見直し
・社会的関心が高まる人権分野について、取り組み状況をより明確に把握できるよう設問改善

評価方法の見直し



・取組みの有無だけでなく、実施内容も確認
・設問を具体化し、回答しやすく改善した
・人権関連の確認を強化

目的



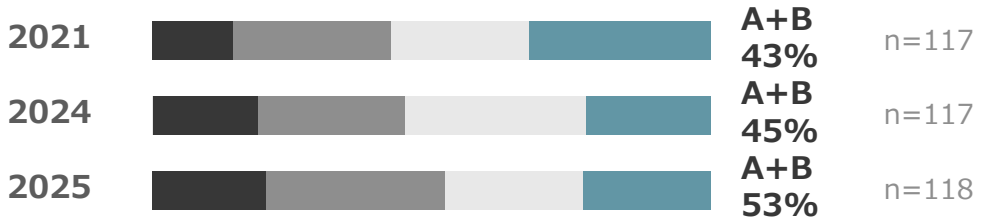
CSRへの取り組み状況を把握し、評価のためではなく、現状や課題を相互に理解し、対話につなげることが目的

CSR活動（2025年実績）

CSRアセスメント国内外調査実績

国内重点取引先（最新：FY2025）

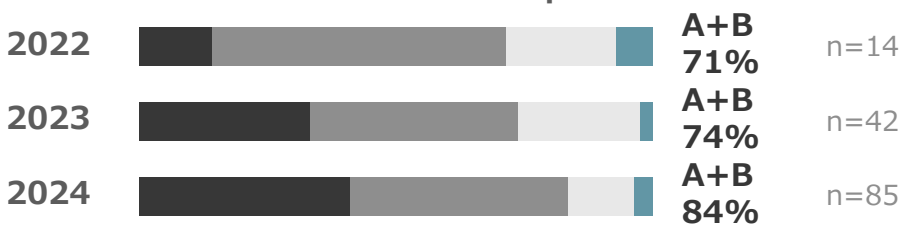
A・Bランク　43% → 53%　（+10pt）



Dランク：38社 → 27社

海外取引先（最新：FY2024）

A・Bランク　71% → 84%　（+12pt）



A：91–100点　B：76–90点　C：60–75点　D：0–59点

サプライヤーコミュニケーション実施した社数（累計）

76社

重点取引先の自己評価実施率

100%

118社 / 118社

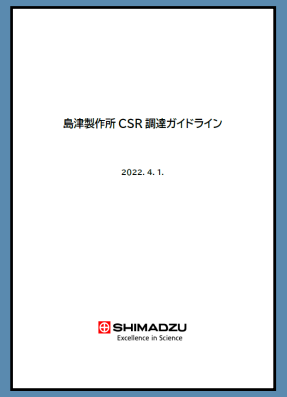
今後の予定

1. **Dランクを優先フォロー**
   サプライヤーコミュニケーション実施
2. **海外支援を標準化**
   対象拡大に合わせ改善支援を横展開

サプライヤーコミュニケーション

CSR調達ガイドラインの公開	CSRセルフアセスメントの実施	サプライヤーコミュニケーション （支援策等の提案）

SHIMADZU



- ✓ 1．人権・労働
- ✓ 2．安全衛生
- ✓ 3．環境
- ✓ 4．倫理
- ✓ 5．BCP（事業継続計画）

調達部 ＋ （社内）専門家

安全衛生、省エネ等

取引先



ガイドラインの確認



セルフチェックを提出



改善策を検討・実施

BCP（メルダスSCM登録のお願い）

12月第2週に訓練配信を予定

今年度の災害・安否確認実績

2026年度上期（6～9月）の安否確認

計8件

- 6月　1件（山梨県東部・富士五湖）
- 7月　1件（熊本地震）
- 8月　3件（千葉豪雨、石川・富山特別警報、福井特別警報）
- 9月　3件（愛知氾濫警報、インドネシア地震、台風25号（東京・千葉・神奈川））

課題とお願い

安否確認で見えた課題

課題：メルダスSCMに登録されている拠点情報が十分ではありません。

依頼：災害時の確認対象を正しく把握できるよう、貴社の全拠点情報を登録・更新してください。

補足：住所や地図上の位置、警報注意報区域が正しく登録されていることが重要です。既に登録済みの拠点も、情報が最新かご確認ください。

拠点情報の登録方法

1. **メルダスSCMにログイン**
   メルダスSCMにログイン
   「会社管理」から「窓口・拠点」を開く
2. **拠点を追加**
   「＋拠点追加」を押し、拠点名・所属窓口・所在地住所を入力
3. **位置と区域を設定**
   「住所から緯度経度を変換」を押す
   地図上のピンを正しい位置に調整し
   警報注意報区域を選択
4. **保存・確認**
   「保存」を押す
   拠点が複数ある場合は、
   拠点ごとに登録を繰り返す

詳細手順：別途配布する「メルダスSCMマニュアル（取引先様用）Ver.1.4」参照ページ：p.11「会社管理（操作権限）」／ p.12「会社情報・拠点追加」／p.13「拠点情報の登録」

次第

1. サステナビリティ調達
   - 島津グループCSR調達ガイドラインについて
   - CSR調達の取組み（SAQ, サプライヤコミュニケーション協力のお願い）
   - BCP（メルダスSCM登録のお願い）

2. 人権への取組み（経営戦略室／調達部）
   - 島津グループ人権に関するお願い事項について
   - サプライチェーンへの人権デューデリジェンス

3. 輸出管理
   - 【輸出管理】規制対象アイテムの自己申告のお願い（法務部　輸出入管理室）
   - 関税対応について

4. グリーン調達
   - グリーン調達基準について
   - グリーン調達基準（禁止物質・管理物質リスト）の改定
   - 欧州RoHS指令適用除外の対応

SHIMADZU
Excellence in Science

島津グループ 人権に関するお願い事項について

- 2026/11
- 経営戦略室サステナビリティ経営ユニット

サマリー

A)　当社グループの**人権方針**への**ご賛同**と、**人権を尊重した事業活動**をお願いいたします
B)　皆様の人権はもちろんのこと、**サプライチェーン全体での人権の尊重**を目指します

島津グループ 人権方針(冒頭部分抜粋)

島津製作所およびグループ会社は、島津グループの事業に関わる**すべてのステークホルダーの人権を尊重することが、企業活動の根幹**であると確信しています。

島津グループは、**人権尊重に関する国際規範が求める内容**を理解し、人権尊重に関する最上位の行動規範として、島津グループ人権方針を定めます。

本方針の下、**すべてのステークホルダーの人権を尊重**しながら、社是である「科学技術で社会に貢献する」ことを目指し、経営理念である「人と地球の健康への願いを実現する」ための**企業活動を推進**します。

ビジネスパートナーの皆様にお願いしたいこと

A）お願したいポイントは以下の3点です

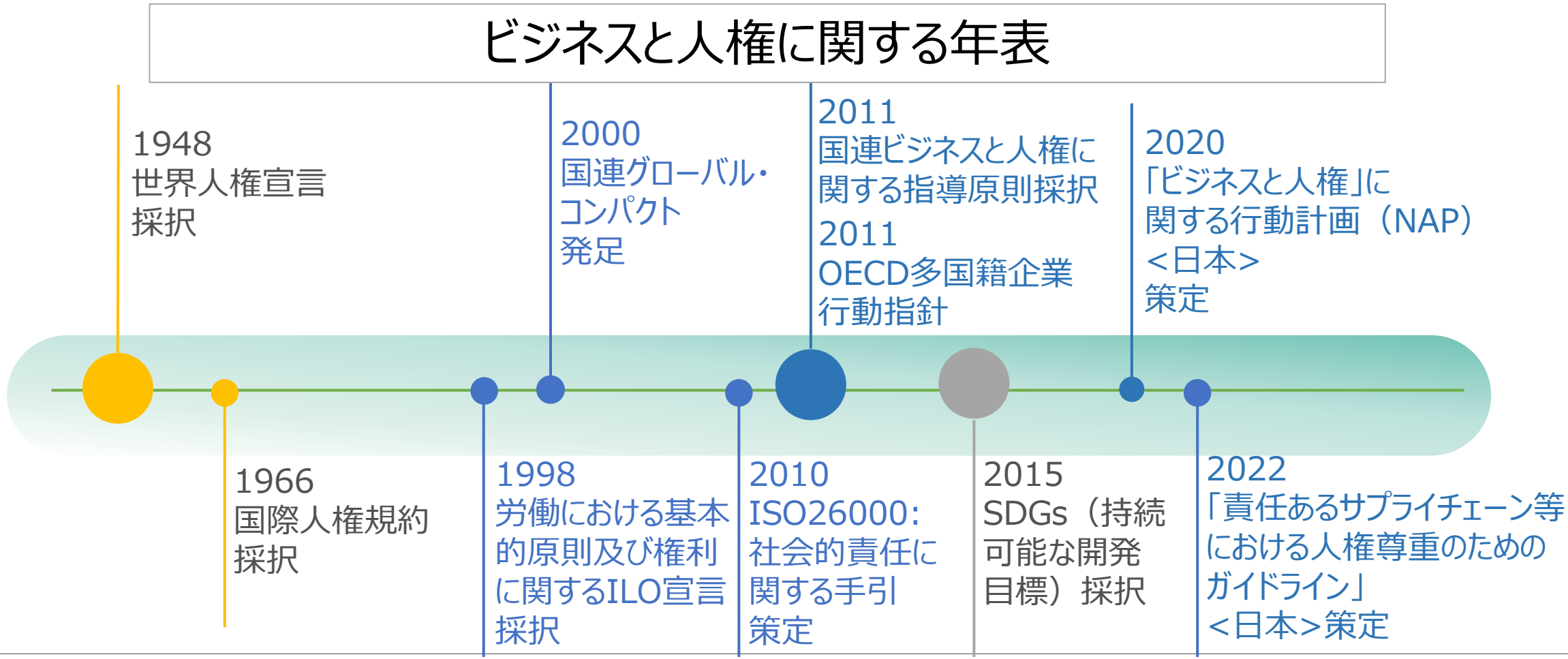
① CSR調達ガイドラインのご理解と遵守を通じた人権尊重の取組み推進(継続)

② 皆様のお取引先の方々への目配り

③ 救済窓口のご確認

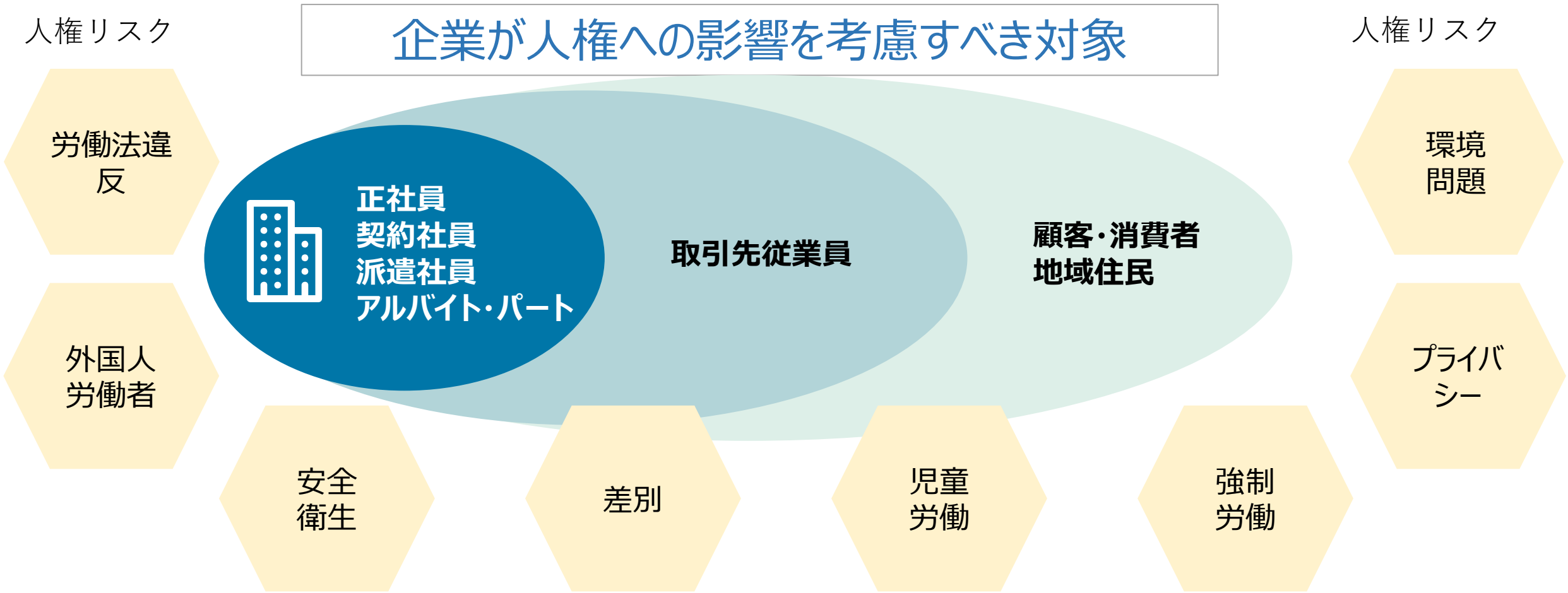
人権とは

A) 人権とは、**全ての人が生まれながらにして、人間らしく尊厳を持って幸せに生きる権利**です
B) 1990年代以降、**企業活動**のあらゆる面で、人権的視点を取り入れることが提唱されています



人権の主体(ライツホルダー)と人権リスク

A)　企業は**従業員**だけでなく、**取引先の従業員**や**顧客、消費者等**の人権についても配慮する必要があります
B)　人権リスクは多岐にわたっており、人権尊重のためには多くの人が協力することが必要です



①CSR調達ガイドラインのご理解と遵守を通じた人権尊重の取組み推進(継続)

A)　**CSR調達ガイドラインのご理解と遵守へのご協力**をお願いいたします
B)　**人権・労働の項目だけでなく、安全・衛生や倫理など他の項目**も広い意味で人権に関連しています

島津グループ
サステナビリティ憲章

島津グループ
人権方針

島津グループ
CSR調達
ガイドライン

CSRセルフ
アセスメント

- **1. 人権・労働**
- 人権の尊重
- 児童労働・強制労働の排除
- 多様性の尊重と差別の撤廃
  結社の自由と団体交渉権の承認
- 適正な労働条件の維持
- 外国籍の労働者の雇用

2. 安全・衛生

- 職務上の安全
- 労働災害及び疾病…

- **4. 倫理**
- 腐敗防止・反社会的勢力の排除
- 個人情報・機密情報の取扱・情報セキュリティ…

②皆様のお取引先の方々への目配り

A)　皆様の企業内での人権尊重はもちろん、御社のお取引先様での人権侵害がないかも注意願います
B)　サプライチェーン全体で人権尊重の取り組みを進めていきましょう





法務省　法務省 今企業に求められる「ビジネスと人権」への対応(詳細版詳細版　を参考に生成AIにて作成

③救済窓口のご確認

A) ステークホルダーの皆様からの**人権に関するご相談を受け付ける体制**を構築しています
B) 同Webページの**相談フォーム**をご利用ください

救済メカニズムの構築

人権を含む企業倫理に関する問題の予防・早期発見・対策のため、通報窓口を社内外に設置して
当社グループ全従業員、派遣社員および社内で業務に従事する請負会社従業員が利用可能で、
2024年度は、グループ全体で164件の通報がありました。法令に基づき情報提供者を保護する
止策を実施しています。
また上記以外にも、人権に関する救済窓口を設けており、当社と直接取引関係のない取引先様
ーからの苦情を受け付ける体制を構築しています。

コンプライアンス・リスクマネジメント
人権に関する相談窓口(お問合せ項目で「人権の尊重」を選択してください。)



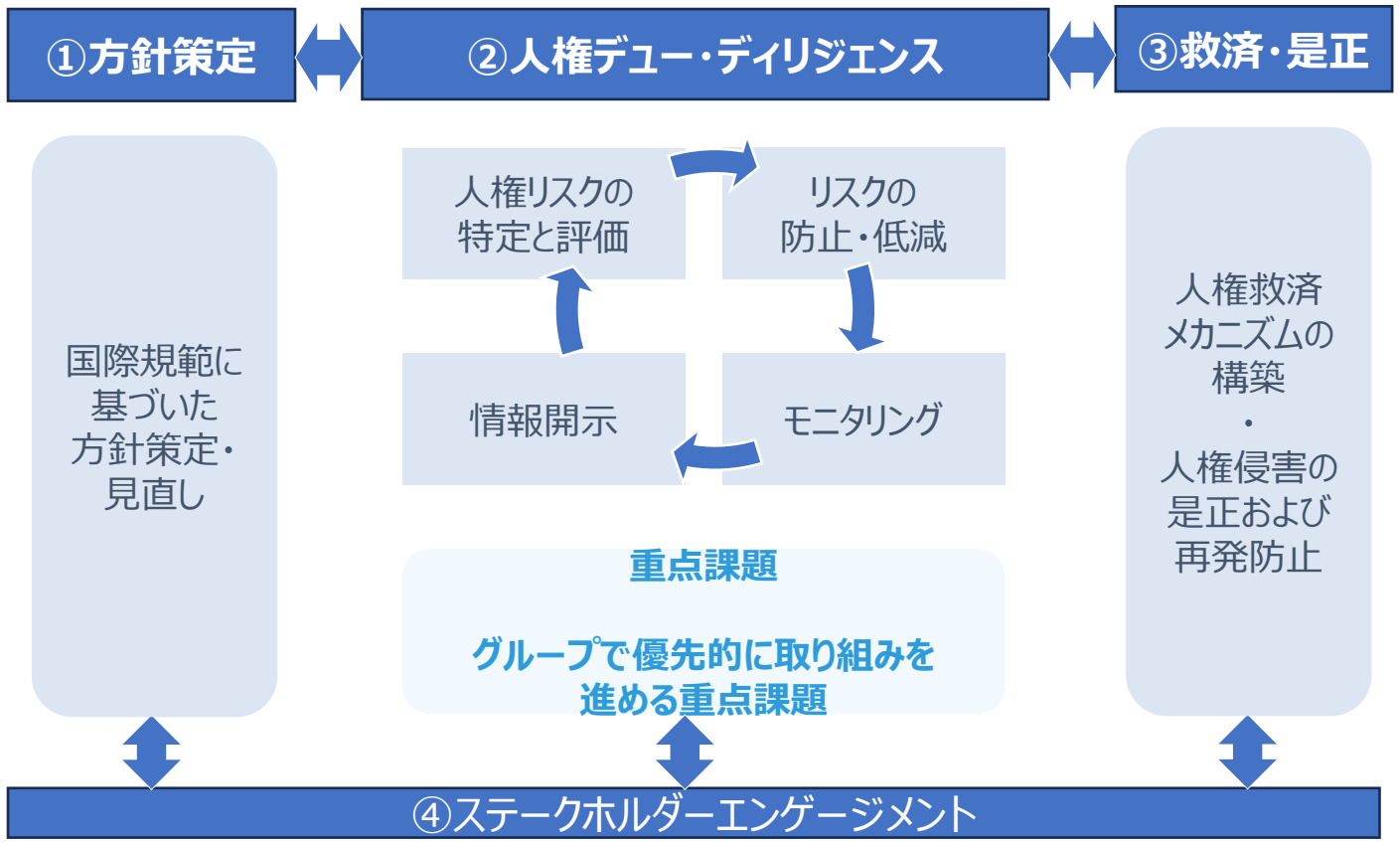
当社グループは相談いただいた方に対して相談したことを理由に
不利益な取り扱いを行いません。
また匿名でのご相談も受け付けます。
(匿名のご相談の場合、報告内容への回答を行えない場合や事実確認が困難で
十分な調査を行えない場合がある旨、ご了承願います)

おわりに

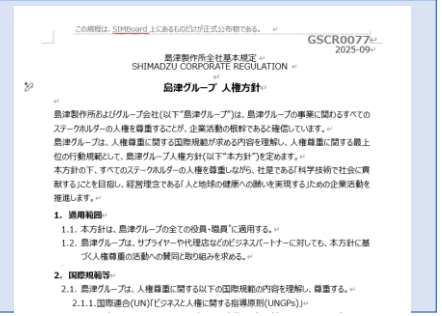
- 人権尊重の取り組みは、サプライチェーン全体での協力が必要です
- 継続的なご協力をお願い申し上げます

国際規範が求める人権尊重の取り組みと当社の現状

A)　国際規範が求める人権尊重のフレームワークに沿って取り組みを推進しています



①方針策定


GSCR0077
2025-09
島津製作所全社基本規定
SHIMADZU CORPORATE REGULATION
島津グループ 人権方針

- 25年9月制定
- (取締役会承認)
- 社外開示済

②人権デュー・ディリジェンス *

- 26年4月 4つの重点課題を選定
- 人権会議でリスクの評価、リスクの軽減、モニタリングを行う
- 人権会議の内容を受けて、情報開示を改善

③救済・是正

- 社員は内部通報制度を運用中
- 社外からの問い合わせ窓口を運用中

＊人権への負の影響を特定・防止・軽減し、これらの一連の取組状況について情報開示を行うこと

想定される人権リスク

A）企業が考慮べき主要な人権リスク類型として、法務省の報告書によれば**26類型**が挙げられています

企業が考慮すべき26の人権リスク (法務省 *1)

01	賃金の不足・未払、生活賃金
02	過剰・不当な労働時間
03	労働安全衛生
04	社会保障を受ける権利
05	パワーハラスメント
06	セクシュアルハラスメント
07	マタニティ／パタニティハラスメント
08	介護休業等(ケア)ハラスメント
09	強制労働
10	居住移転の自由
11	結社の自由
12	外国人労働者の権利
13	児童労働・こどもの権利

14	テクノロジー・AI関連
15	プライバシーの権利
16	消費者の安全と知る権利
17	差別(雇用など)
18	ジェンダー・LGBTQ関連
19	表現の自由
20	先住民族・地域住民の権利
21	環境・気候変動関連
22	知的財産権
23	賄賂・腐敗
24	サプライチェーン管理
25	紛争等影響地域の問題
26	救済へアクセスする権利

*1 出典：法務省 今企業に求められる「ビジネスと人権」への対応(詳細版) 001417121.pdf

SHIMADZU
Excellence in Science

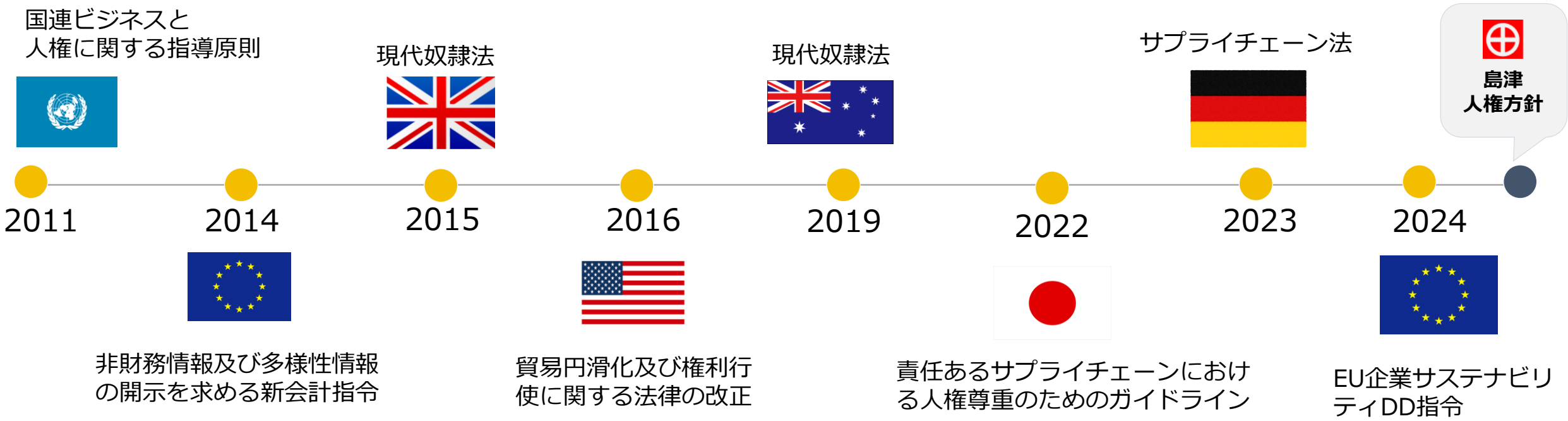
島津製作所
サプライチェーンへの人権デューデリジェンス
英国現代奴隷法、責任ある鉱物調達、欧州電池規則

- 2026年　サステナビリティ調達説明会

- 2026/11
- サステナビリティ調達推進チーム

人権に関する世界の取り組み

SDGsやESGなど、様々な取り組みに「人権」が統合され、貿易政策や投資判断にも影響を及ぼす
サステナビリティ・CSRは、「取り組むことが望ましいものから「取り組まなければならないもの」変わりつつある



社会全体の福利厚生のため、取り組むことが**望ましいもの**

企業の持続的な成長の為、**取り組まなければならないもの**

サプライチェーンにおける人権デューデリジェンス

島津グループは、国際的な規範を支持し、事業活動全体で人権を尊重する方針を掲げ、サプライチェーン全体での取り組みを推進しています。

島津グループの人権方針

- 国際人権章典、ILO宣言などの国際規範を支持
- 「島津グループ人権方針」を策定し、人権尊重の責任を果たすことを表明
- ステークホルダー（顧客、取引先、従業員など）の人権を尊重
- サプライチェーン全体での人権尊重に取り組み、取引先にも方針への理解・協力を求める

英国現代奴隷法への対応

- 英国現代奴隷法（Modern Slavery Act 2015）に基づき、声明を公表
- 自社の事業およびサプライチェーンにおける奴隷労働・人身売買を防止するための取り組みを記載

人権方針の策定 → **サプライチェーンへの展開・要請** → **法令に基づく声明の公表（英国現代奴隷法など）**

出典：島津製作所 公式Webサイト「調達活動（英国現代奴隷法に関する声明）」「人権の尊重」

※英国現代奴隷法（Modern Slavery Act 2015）：英国で事業を行う一定規模以上の企業に対し、自社とサプライチェーンにおける奴隷労働や人身売買を防ぐための取り組みを記載した声明の公表を義務付ける法律。

責任ある鉱物調達に向けた調査の背景とご協力のお願い

紛争鉱物調査は、帳票回収だけでなく、サプライチェーンのリスク把握とデューデリジェンスにつなげる取り組み

2010年
米国ドッド・フランク法成立
（3TG調査の契機）

2011年
OECDデューデリジェンス・
ガイダンス発行

2017年以降
対象地域・リスク・鉱物が拡大
（責任ある鉱物調達へ）

3TG中心から、より広範な鉱物・リスク対応へ

CMRT
(Conflict Minerals Reporting Template)

対象：錫・タンタル・タングステン・金（3TG）

役割：3TGの調達先・製錬所情報を確認



EMRT
(Extended Minerals Reporting Template)

対象：コバルト・天然マイカ・銅・リチム・ニッケル・天然グラファイト

役割：対象鉱物を広げて調達情報を確認



AMRT
(Additional Minerals Reporting Template)

対象：CMRT・EMRT以外の鉱物

役割：対象鉱物のピンチポイントを特定



帳票は対象鉱物・目的に応じて使い分ける

デューデリジェンスの推進と、紛争に関与しないことが確認された製錬所（コンフリクトフリー・スメルター）からの調達にご協力をお願いします。

帳票回答はデューデリジェンス活動の一環です。製錬所の評価・Conformant状況は変動するため、最新情報との照合が必要です。

欧州電池規則（EUBR）



制度概要と対象原材料

- **適用主体：** EU市場で電池を上市・供用する事業者
- **閾値目安：**
  - 純売上高4,000万ユーロ超

Co コバルト　C 天然黒鉛　Li リチウム　Ni ニッケル

※規則の対象となる原材料は、今後の委任法令等で追加・変更される可能性があります。

DDの考え方（OECDガイダンス準拠）

1. **方針・管理体制**
   （責任者、方針、供給網管理）
2. **リスク特定・評価**
   （調達段階の社会・環境リスク）
3. **予防・軽減・是正**
   （優先順位付け、CAP、進捗確認）
4. **第三者検証・開示**
   （通知機関の検証と公開報告）

当社の対応と必要となる情報

当社の対応：

- ガイドライン（2026年12月見込み）に基づきDD実施予定
- 当面は以下を実施中：
  (EU) 2023/1542適合宣言、
  CEマーキング有無確認、EMRT調査

今後重要となる情報：

- 対象範囲（製品・電池・拠点）
- 上流サプライチェーン情報
- 情報リスク管理記録
- EMRT・証憑資料

⚠ **【お願い】 弊社向けに納入される製品に電池（バッテリー）が含まれる場合は、必ず事前にご報告いただきますようお願いいたします。※すべての電池が対象となります。**

出典：EU Regulation (EU) 2023/1542（2026/08/13統合版）、Regulation (EU) 2025/1561、RMI MRT Introduction 2026/11/10

紛争鉱物主要用語

略称	日本語名称	意味
3TG	タンタル、錫、タングステン、金	紛争鉱物調査の対象となる主要4鉱物
CAHRA	紛争地域および高リスク地域	OECDが定義する、人権侵害や紛争リスクが高い地域
CMRT	紛争鉱物調査報告テンプレート	3TG調査用の標準質問票
EMRT	拡張紛争鉱物調査テンプレート	コバルトやマイカ等の調査用テンプレート
DRC	コンゴ民主共和国	紛争鉱物問題で特に注目される国
DDG	デューデリジェンスガイダンス	OECDが策定した責任ある鉱物調達の実施指針
OECD	経済協力開発機構	DDGを策定した国際機関
RMAP	責任ある鉱物監査プログラム	製錬所・精製所の第三者監査プログラム
RMI	責任ある鉱物イニシアチブ	責任ある鉱物調達を推進する国際団体
SEC	米国証券取引委員会	米国紛争鉱物規則を管轄する機関
SOR	製錬所もしくは精製所	鉱物の精製・加工を行うサプライチェーン上の重要拠点
SSN	標準製錬所名	RMIが定義する製錬所の正式名称

次第

1. サステナビリティ調達
   - 島津グループCSR調達ガイドラインについて
   - CSR調達の取組み（SAQ, サプライヤコミュニケーション協力のお願い）
   - BCP（メルダスSCM登録のお願い）

2. 人権への取組み（経営戦略室／調達部）
   - 島津グループ人権に関するお願い事項について
   - サプライチェーンへの人権デューデリジェンス

3. 輸出管理
   - 【輸出管理】規制対象アイテムの自己申告のお願い（法務部　輸出入管理室）
   - 関税対応について

4. グリーン調達
   - グリーン調達基準について
   - グリーン調達基準（禁止物質・管理物質リスト）の改定
   - 欧州RoHS指令適用除外の対応

SHIMADZU
Excellence in Science

【輸出管理】規制対象アイテムの自己申告のお願いについて

- 株式会社島津製作所
- 法務部 輸出入管理室 輸出管理グループ

【輸出管理】規制対象アイテムの自己申告のお願いについて

- ■背景
- サプライチェーンの途絶リスク増大や米中対立など、国際環境の変化に伴い、
- 近年、主要国が「経済安全保障」推進のための制度の整備を急いでいる状況にあり、
- 安全保障貿易管理の重要性も高まっています。*1

- ■方針
- 「島津グループCSR調達ガイドライン」の通り、輸出入関連の法令を誠実に遵守します。

- ■ご協力のお願い
- 貴社アイテムについて、次の対象に該当することを既に把握されている場合は、弊社への販売が決定した時点で申告をお願いします。また、販売後に該当することが判明した場合は、その時点で申告をお願いします。

- ①輸出貿易管理令のリスト規制に該当する場合（該当項番も合わせて教えてください）
- ②EARの対象になる場合（ECCN又はEAR99の分類も合わせて教えてください）

*1 JETRO, 2024,「安全保障貿易管理」早わかりガイド

【輸出管理】「島津グループCSR調達ガイドライン」(抜粋)

- 4.4. 安全保障貿易

- ・国際的な平和と安全を脅かす恐れのある大量破壊兵器や通常兵器の開発、製造等を目的とする、あるいはその懸念のある組織や需要者に対し、製品の販売や役務の取引を行わない。

- ・外為法等の国内法令、国連安保理決議、関連する国際条約及び輸出管理にかかる国際レジームの遵守に加え、取引を行う国や地域で適用される輸出入関連の法令を誠実に遵守する。

【輸出管理】輸出管理の概要

- ○輸出管理とは？

- 武器や軍事転用可能な貨物や技術が、我が国を含む国際的な平和、
- 及び安全を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行う
- おそれのある者に渡ることを防ぐこと。

- つまり…

- 一定のスペックを持つモノを、
- 危ない用途に使おうとする、
- 危ない人たちに渡さない。

【輸出管理】リスト規制の概要(1/2)

- ○リスト規制の概要

- 国際的な合意を踏まえ、武器並びに大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等に
- 用いられるおそれの高いものを法令等でリスト化して、
- そのリストに該当する貨物や技術を輸出や提供する場合には、
- 当局の許可が必要になる制度

- つまり…

- 当局が作ったリストに載っているモノを輸出するためには、
- 当局からの許可が必要になる場合がある。

【輸出管理】リスト規制の概要(2/2)

- ○当局が作ったリストに載っているモノ

- (よく見る品物の一例)
- ・ポンプ
- ・軸受(ベアリング)
- ・弁(バルブ)
- ・電子計算機(パソコンなどのコンピュータ)
- ・カメラ
- ・光検出器

- これらのうち、一定のスペックを持つモノが規制されます。
- 次のページより、ポンプを例に、日米の法令の概要をご説明いたします。

【輸出管理】日本の規制(1/2)

- ○日本の規制(外国為替及び外国貿易法 ＝ 外為法 及び 関連法規)

- 当局が作ったリスト
- ↓
- ●日本の場合
- →輸出貿易管理令(輸出令) 別表

- (例)一定のスペックを持つ「ポンプ又はその部分品」
- →輸出令別表第１の第３項(２)の９にて規制されているため、リストに載っている

- ※規制理由の項 ＝ 該当項番(この例では「輸出令別表第１の第３項(２)の９ 」)

【輸出管理】日本の規制(2/2)

- (例)輸出令別表第１の第３項(２)の９の詳細

輸出令 第３項 （２）９	ポンプ又はその部分品	貨物等省令 第２条 ２項 第九号	二重以上のシールで軸封をしたポンプ若しくはシールレスポンプであって最高規定吐出し量が１時間につき０．６立方メートルを超えるもの若しくは真空ポンプであって最高規定吐出し量が１時間につき５立方メートルを超えるもの又はこれらの部分品として設計されたケーシング、ケーシングライナー、インペラー、ローター若しくはジェットポンプノズルのうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの	シールレスポンプ	内容物が漏れない構造であるものをいう。
				最高規定吐出し量が１時間につき５立方メートルを超えるもの	温度が摂氏０度かつ圧力が１０１．３０キロパスカルの状態における最高規定吐出し量で、１時間につき５立方メートルを超えるものをいう。
				内容物	当該装置で制御又は誘導する化学物質（混合物を含む。）をいう。
				内容物と接触する全ての部分	内容物の漏れ防止のために用いられる交換可能な部分（ガスケット、パッキング、ねじ、シール、ワッシャー等をいう。）以外で内容物と接触する全ての部分をいう。
			イ　ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の４０パーセントを超える合金		
			ロ　ニッケルの含有量が全重量の２５パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の２０パーセントを超える合金		
			ハ　ふっ素重合体	ふっ素重合体	ふっ素の含有量が全重量の３５パーセントを超えるふっ素重合体（ゴム状のものを含む。）をいう。
			ニ　ガラス		
			ホ　黒鉛又はカーボングラファイト	カーボングラファイト	非結晶質炭素と黒鉛から構成されたものであって、黒鉛を重量濃度８パーセント以上含有したものをいう。
			ヘ　タンタル又はタンタル合金	タンタル合金、チタン合金、ジルコニウム合金、ニオブ合金	重量比でそれぞれタンタル、チタン、ジルコニウム又はニオブの含有量が他の成分のいずれよりも多い合金をいう。
			ト　チタン又はチタン合金		
			チ　ジルコニウム又はジルコニウム合金		
			リ　セラミック		
			ヌ　フェロシリコン		
			ル　ニオブ又はニオブ合金		

【輸出管理】米国の規制(1/3)

- ○米国の規制(Export Administration Regulations = EAR)

- ●なぜ、他国(米国)の法令の順守が必要？
- →米国向け以外の取引にも米国の法令が適用され、罰則もあるから(=域外適用)

- ●規制対象
- ・米国原産品目
- ・米国原産品目の組込み品目(一定の米国原産品目が組み込まれたもの)
- ・直接製品(一定の米国原産の技術・ソフトウェア由来のもの)

【輸出管理】米国の規制(2/3)

- ○米国の規制(Export Administration Regulations = EAR)

- 当局が作ったリスト
- ↓
- ●アメリカの場合
- →The Commerce Control List (CCL)

- (例)一定のスペックを持つ「ポンプ又はその部分品」
- →2B350にて規制されているため、リストに載っている

- ※リストで規制されているものの識別符号 = 「ECCN」(Export Control Classification Number)→「2B350」
- ※EARの規制対象ではあるが、リストには載っていないもの→識別符号：「EAR99」

【輸出管理】米国の規制(3/3)

- (例)2B350の詳細
- **2B350 Chemical manufacturing facilities and equipment, except valves controlled by 2A226, as follows (see List of Items Controlled).**

- i. Multiple-seal and seal-less pumps with manufacturer's specified maximum flow-rate greater than 0.6 m3/hour (600 liters/hour), or vacuum pumps with manufacturer's specified maximum flow-rate greater than 5 m3/hour (5,000 liters/hour) (under standard temperature (273 K (0 °C)) and pressure (101.3 kPa) conditions), and casings (pump bodies), preformed casing liners, impellers, rotors or jet pump nozzles designed for such pumps, in which all surfaces that come into direct contact with the chemical(s) being processed are made from any of the following materials:

- i.1. Alloys with more than 25% nickel and 20% chromium by weight;
- i.2. Nickel or alloys with more than 40% nickel by weight;
- i.3. Fluoropolymers (polymeric or elastomeric materials with more than 35% fluorine by weight);
- i.4. Glass (including vitrified or enameled coatings or glass lining);
- i.5. Tantalum or tantalum alloys;
- i.6. Titanium or titanium alloys;
- i.7. Zirconium or zirconium alloys;
- i.8. Niobium (columbium) or niobium alloys.
- i.9. Graphite or carbon-graphite;
- i.10. Ceramics; or
- i.11. Ferrosilicon (high silicon iron alloys).

- Technical Note to 2B350.i:
- The seals referred to in 2B350.i come into direct contact with the chemical(s) being processed (or are designed to do so), and provide a sealing function where a rotary or reciprocating drive shaft passes through a pump body.

【輸出管理】サプライヤー様へ情報提供をお願いする背景

- ・輸出管理は「輸出者」の責任
- ＝ サプライヤー様のアイテムであっても、島津が輸出者であれば島津の責任
- ↓
- 輸出管理のためには、アイテムの情報を正確に把握する必要がある。
- ↓
- 輸出管理に関する法改正が相次いでおり、リスクが高まってきている。
- ↓
- 現状、必要に迫られてから、サプライヤー様にアイテムの確認をお願いしている。
- ＝ 短納期の確認依頼で、サプライヤー様へご迷惑をおかけしてしまっている。
- ↓
- 輸出管理にかかわるアイテムの情報の、事前提供にご協力をお願いします。

【輸出管理】規制対象アイテムの自己申告のお願いについて

- ■ご協力のお願い(再掲)

- 貴社アイテムについて、次の対象に該当することを既に把握されている場合は、弊社への販売が決定した時点で申告をお願いします。また、販売後に該当することが判明した場合は、その時点で申告をお願いします。

- ①輸出貿易管理令のリスト規制に該当する場合（該当項番も合わせて教えてください）
- ②EARの対象になる場合（ECCN又はEAR99の分類も合わせて教えてください）

- ■申告方法

- 専用のFormsへご入力をお願いいたします。

- 輸出管理に関する自主申告フォーム_島津製作所_B

【輸出管理】自己申告入力Forms

- ■自己申告入力Formsにてご入力いただきたい情報

- ・貴社取引先コード
- ・貴社名称(正式名称でのご入力をお願いします)
- ・ご回答者様の氏名
- ・申告アイテムの島津Part Number
- ・申告アイテムの島津品名(※任意入力項目)
- ・申告アイテムの製造者型番(※任意入力項目)
- ・申告アイテムの製造者名称(※任意入力項目)
- ・申告アイテムのリスト規制該非(該当の場合は輸出令及び貨物等省令の項番とその判定根拠)
- ・申告アイテムの米国EAR該非(ECCNありの場合はECCN番号、 EAR対象の場合は対象と判定された根拠)

- ※アイテムが複数の場合は、上記の情報をエクセルデータ等に纏めていただき、メールにて送付をお願いいたします。

ご連絡先

- ご清聴いただき、ありがとうございました。

- 本件についてのお問い合わせは、下記にお願いいたします。

- 株式会社島津製作所
- 法務部 輸出入管理室 輸出管理グループ
- yukan@group.shimadzu.co.jp

- 自己申告入力Forms(再掲)
- 輸出管理に関する自主申告フォーム　島津製作所　B

SHIMADZU
Excellence in Science

島津製作所　関税対応

- 2026年　サステナビリティ調達説明会

- 2026/11
- サステナビリティ調達推進チーム

ご協力のお願い：米国関税対応（鉄鋼・アルミ・銅の調査）

米国に輸入される鉄鋼およびアルミ製品に3月より25%の追加関税を課す大統領令に署名
2026年7月30日以降、銅製品についても製錬国・鋳造国の申告が義務化

鉄鋼・アルミ対象品(HTSコードで対象指定)を輸入する際、
CBP（アメリカ税関）へ国の情報を提出することが必須
※文書照会時に対応できない場合、以後の輸入貨物の監視が厳しくなり、**輸送LTの長期化の懸念**がある。

カテゴリー	鉄鋼	アルミ	銅
必要情報	●溶解・鋳造国 (Country of melt and pour)	●新地金の製錬国（Primary Country of Smelt） ●再生地金の製錬国（Secondary Country of Smelt） ●鋳造国（Country of Cast）	
必要書類	●材料証明書（Mill certificate）		



溶解国・鋳造国・精錬国の確認
（アルミは新地金か再生地金か）



ミルシートの入手

次第

1. サステナビリティ調達
   - 島津グループCSR調達ガイドラインについて
   - CSR調達の取組み（SAQ, サプライヤコミュニケーション協力のお願い）
   - BCP（メルダスSCM登録のお願い）

2. 人権への取組み（経営戦略室／調達部）
   - 島津グループ人権に関するお願い事項について
   - サプライチェーンへの人権デューデリジェンス

3. 輸出管理
   - 【輸出管理】規制対象アイテムの自己申告のお願い（法務部　輸出入管理室）
   - 関税対応について

4. グリーン調達
   - グリーン調達基準について
   - グリーン調達基準（禁止物質・管理物質リスト）の改定
   - 欧州RoHS指令適用除外の対応

SHIMADZU
Excellence in Science

島津製作所　グリーン調達基準について

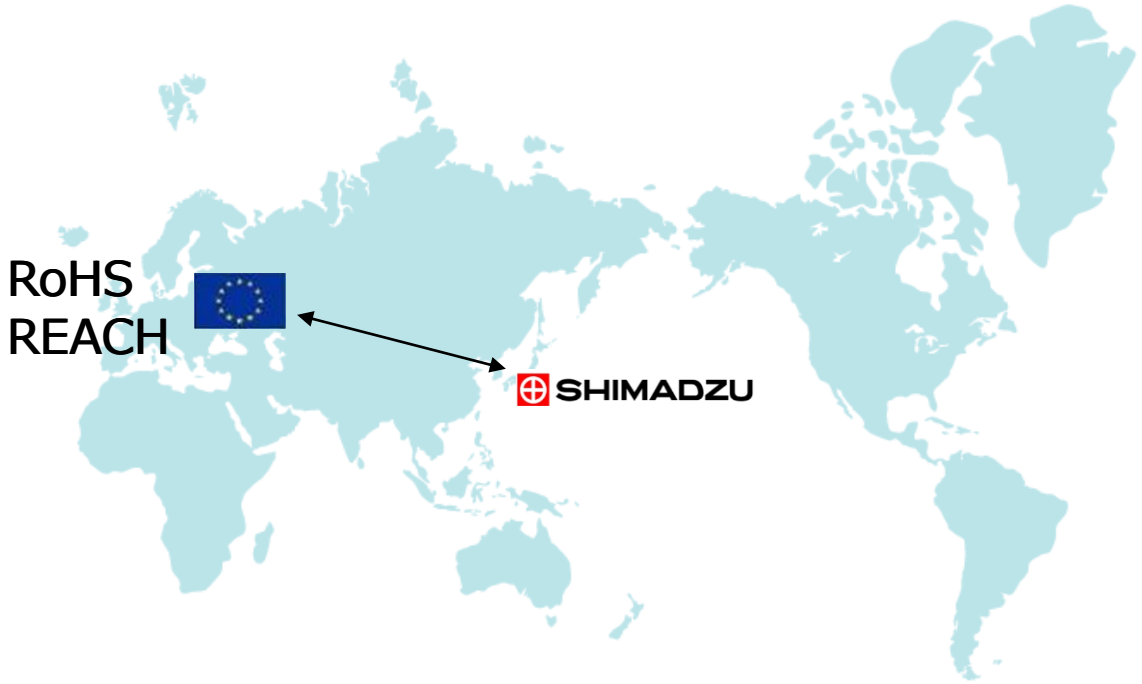
2026年　サステナビリティ調達説明会

2026/11

サステナビリティ調達推進チーム

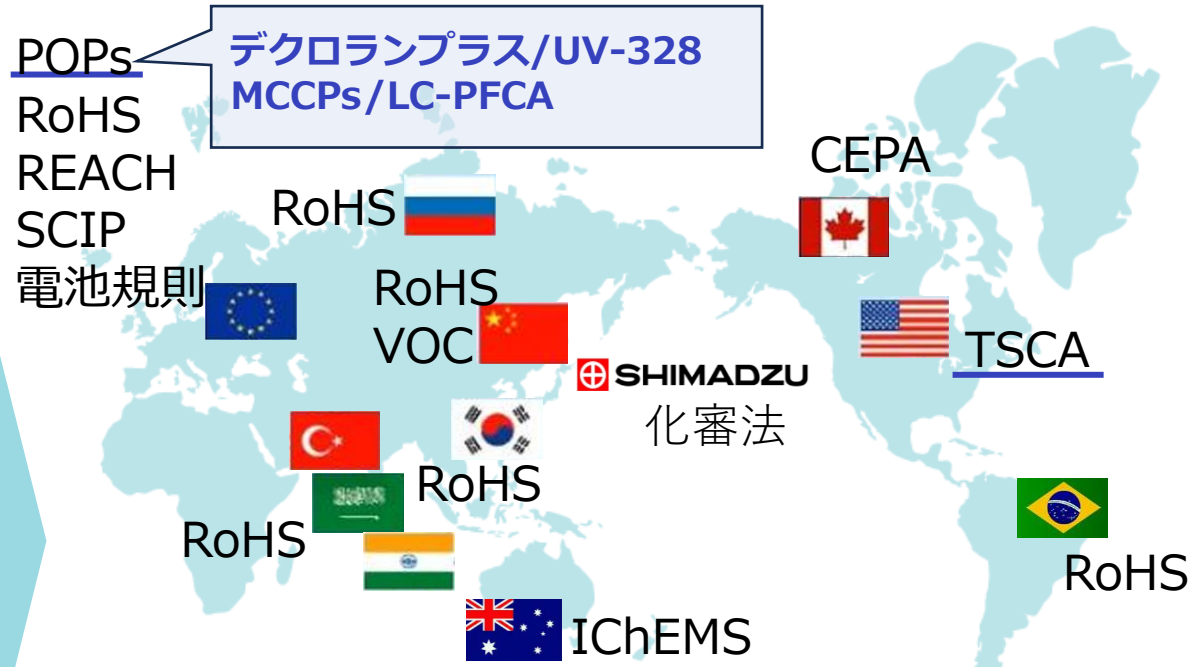
環境規制対応

2014年：EU RoHS、REACHのみ管理



- ビジネスのグローバル化にともない、含有化学物質管理もグローバルな対応が必要
- デクロランプラスなど各国規制に対応し、売上影響の最小化が必要

2020年～：環境規制の世界的な広がりと厳格化



- E-systemによるRoHS管理のみでは限界
- RoHS以外の環境規制物質も含めた含有化学物質管理について、その効率化とリスク低減の仕組みを検討中

製品に含有が禁止される物質と調達部の対応



REACH　RoHS　TSCA　POPs

・禁止物質・管理物質リスト
・例示物質リスト
・RoHS適用除外

IEC62474をベースに各国で規制される化学物質を禁止・管理物質リストで規定

取引先との契約

・基本取引契約書
Or
・グリーン調達基準覚書



国内購入先	海外購入先	協力会社
調達部が締結	調達部またはIPOが締結	調達部が締結
DGR-MU1006「購入品取引基本契約書」（**新規**締結仕入先） 購入品取引基本契約変更契約書（DGR-MU1006改訂A以前の締結仕入先） グリーン調達に関する覚書（DGR-MU1006を締結しない仕入先）	MEMORANDUM of UNDERSTANDING for GREEN PROCUREMENT	DGR-MU1006「購入品取引基本契約書」（**新規**締結仕入先） 購入品取引基本契約変更契約書（DGR-MU1006改訂A以前の締結仕入先） グリーン調達に関する覚書（DGR-MU1006を締結しない仕入先）

製品に含有が禁止される物質と調達部の対応

RoHS指令

規制物質
カドミウム及びその化合物
六価クロム化合物
鉛及びその化合物
水銀及びその化合物
ポリ臭化ビフェニル類（PBB類）
ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE類）
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル（DEHP）
フタル酸ジ-n-ブチル（DBP）
フタル酸ブチルベンジル（BBP）
フタル酸ジイソブチル（DIBP）



- 非含有保証書
- RoHS監査の実施
- サンプル分析

TSCA

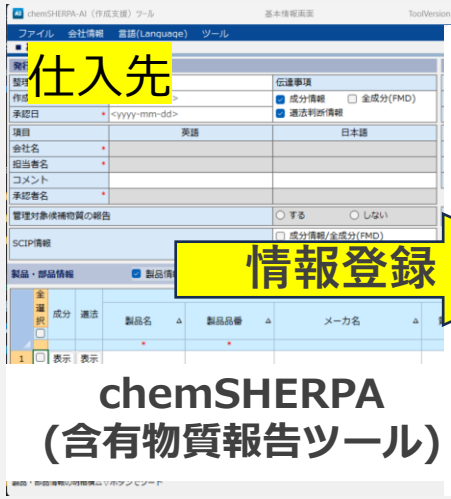
規制物質
PIP(3:1)
DecaBDE
2,4,6-TTBP
PCTP
HCBD

REACH

規制物質
SVHC 253物質
制限 79物質

POPs

規制物質
デクロランプラス
UV-328
MCCPs、他



chemSHERPA
(含有物質報告ツール)

chemSHERPA-AI



含有化学物質管理システム
（Prochemist AS）



含有化学物質管理システム
（Obbligato）

グリーン調達禁止・管理物質改定(改定日: 2026/11/2)

禁止物質として新規追加 (11物質)

物質/物質群	CAS No.	閾値レベル（報告レベル）	主な法令または工業基準
ペルフルオロヘプタンスルホン酸とその塩	375-92-8	成形品の25 ppb	オーストラリアIChEMS
ペルフルオロノナンスルホン酸とその塩	68259-12-1	成形品の25 ppb	オーストラリアIChEMS
ペルフルオロデカンスルホン酸とその塩	335-77-3	成形品の25 ppb	オーストラリアIChEMS
ビス（クロロメチル）エーテル	542-88-1	意図的添加	カナダ環境保護法SOR/2025-270
クロロメチルメチルエーテル	107-30-2	意図的添加	カナダ環境保護法SOR/2025-270
(4-クロロフェニル)(シクロプロピル)メタノンO-(4-ニトロベンジル)オキシム	94097-88-8	意図的添加	カナダ環境保護法SOR/2025-270
N－ニトロソジメチルアミン	62-75-9	意図的添加	カナダ環境保護法SOR/2025-270
ベンジジン	92-87-5	意図的添加	カナダ環境保護法SOR/2025-270
ベンジジン二塩酸塩	531-85-1	意図的添加	カナダ環境保護法SOR/2025-270
2－メトキシエタノール	109-86-4	意図的添加	カナダ環境保護法SOR/2025-270
テトラクロロベンゼン	別リスト参照	意図的添加	カナダ環境保護法SOR/2025-270

禁止物質から管理物質に変更 (5物質)

物質	CAS No.
五酸化二ヒ素	1303-28-2
三酸化二ヒ素	1327-53-3
リン酸トリス（2-クロロエチル）（TCEP）	115-96-8
4-アミノアゾベンゼン	60-09-3
ジクロロジブチルスズ（DBTC）	683-18-1

グリーン調達禁止・管理物質改定

[SHIMADZU] 調達 | 島津製作所について | 島津製作所









SHIMADZU
Excellence in Science

RoHS適用除外の現状と期限切れ品の納入禁止について

RoHS適用除外の現状とその対応

※ 新規採用品とは：新規に非含有保証書をご提出いただく場合

除外項目	用途・物質の概要	有効期限	延長申請有無
6(a)	鋼材中の合金元素としての鉛 (0.35wt%以下)	2026年12月11日	満了日に失効確定
6(a)-I	快削鋼中の鉛 (0.35wt%以下)	2027年6月30日	延長申請済
6(a)-II	溶融亜鉛めっき鋼板中の鉛 (0.2wt%以下)	2027年6月30日	延長申請済
6(b)	アルミニウム合金中の合金元素としての鉛 (0.4wt%以下)	2027年6月11日	満了日に失効確定
6(b)-I	鉛含有アルミニウムスクラップのリサイクルに由来に限る	2027年6月30日(カテ9)	満了日に失効確定
6(b)-II	機械加工用アルミニウム合金元素としての鉛（0.4wt%以下）	2027年6月30日	延長申請済(カテ9)
6(b)-III	再生アルミニウムスクラップ由来の鋳造合金中の鉛	2027年6月30日	延長申請済
6(c)	銅合金中の鉛 (4wt%以下)	2027年6月30日	延長申請済
7(a)	高融点型はんだ中の鉛 (鉛含有量85wt%以上)	2027年6月30日	延長申請済
7(a)-I ～ VII	特定の用途に限定した高融点はんだ中の鉛	2027年12月31日	延長申請済
7(c)-I	ガラス・セラミックに含まれる鉛 (コンデンサ等を除く)	2027年6月30日	延長申請済
7(c)-II	高電圧用高誘電体セラミックコンデンサ中の鉛	2027年12月31日	延長申請済

6(a)は納入禁止（新規採用品）

納入品が適用除外6(a)に該当する場合、用途を確認し、6(a)-Ⅰあるいは6(a)-Ⅱどちらか？ご申告ください。

6(b)と6(b)-Ⅰは2027年1月1日より納入禁止（新規採用品）

納入品が適用除外6(b)に該当する場合、用途を確認し,6(b)-Ⅱあるいは6(b)-Ⅲどちらか？ご申告ください。

※RoHS対応をされない場合その旨ご申告いただき → 推奨代替品をご提案ください。